

健康経営優良法人2021変更・返納・取消規約

令和3年3月4日

健康経営優良法人認定委員会

1. 目的

健康経営優良法人2021変更・返納・取消規約は、「健康経営優良法人2021」に認定された企業等において、企業情報の変更、または、虚偽（※1）記載や法令違反等（※2）があった場合の手続きや基準を定めるもの。

2. 対象

健康経営優良法人2021に認定された企業等。

3. 企業情報に変更があった場合

健康経営優良法人2021申請時点の法人名称に変更があった場合、必要事項を「健康経営優良法人2021変更事項報告書」（以下「変更事項報告書」という。）に記入・押印し、健康経営優良法人認定委員会事務局（以下「事務局」という。）へ郵送する。

健康経営優良法人2021（大規模法人部門）において、「共に認定された法人」の法人名称に変更があった場合は、代表認定法人が変更事項報告書を提出する。

健康経営優良法人2021申請時点の担当者名及びメールアドレスに変更があった場合、事務局へ電話・Eメールで申し出る。

なお、合併や分割等の場合は事務局に申し出た上で、指示に従って必要な手続を行うこと。

4. 虚偽記載や法令違反等があった場合

健康経営度調査の回答、もしくは、健康経営優良法人の申請内容・誓約事項における虚偽記載、または法令違反等があった場合、「健康経営優良法人2021認定返納届」に記入・押印し、事務局へ郵送する。返納が行われた場合、認定日に遡って認定がなかったものと扱う。

事務局の指示に従わないまま2週間が経過した場合、事務局の判断で認定取消を行う。認定取消が行われた場合、認定日に遡って認定がなかったものと扱う。

なお、故意（※3）または認定取消の場合はペナルティとして、事実上申請できない期間に加え、更に1年間、申請を認めないこととする

（参考）健康経営度調査の回答、もしくは、健康経営優良法人の申請内容・誓約事項における虚偽記載、または法令違反等について、認定前に事務局が確認した場合、認定しない。なお、故意の場合はペナルティとして、事実上申請できない期間に加え、更に1年間、申請を認めないこととする。

※1 「虚偽」とは、故意か過失かは問わず、健康経営優良法人認定のために必要な健康経営度調査の評価に影響する設問において事実と異なる記載をすること、及び、健康経営優良法人の申請書・誓約書に事実と異なる記載をすることを指す。

※2 「法令違反等」とは具体的に以下を指す。

- ① 労働安全衛生法第66条に基づき、健康診断を行っていない。
- ② 労働安全衛生法第66条の10に基づき、50人以上の事業場における医師、保健師、その他厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行っていない。
- ③ 労働基準法、労働安全衛生法等の従業員の健康管理に関する法令に係る違反により、送検された、または、行政機関により法人名が公表された。
- ④ 2019年4月1日から2022年3月31日までに長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に同一の事業場において是正勧告書で繰り返し指摘された。（*）
- ⑤ 違法な長時間労働を繰り返す行の企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき企業名が公表された。
- ⑥ 労働安全衛生法第78条又は第79条に基づき、安全衛生管理特別指導事業場に指定された。
- ⑦ 事務局から追加的な確認が求められた場合に、対応や資料提出を拒否した。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症の影響により、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施を延期した場合に、厚生労働省の通知に従って健康診断を実施しなかった。
- ⑨ 暴力団等の反社会的勢力に所属した、または、これらのものと関係を有した。
- ⑩ 健康経営優良法人のロゴマークの使用において、「健康経営優良法人ロゴマーク使用規約」違反を繰り返す行、事務局からの指摘に対して従わなかった。
- ⑪ その他、申請時の誓約事項に反する事実が認められた。

* 「長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令」とは具体的には以下の法令の条項をいう。
 労働基準法第4条、第5条、第15条第1項及び第3項、第24条、第32条、第34条、第35条第1項、第36条第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）、第37条第1項及び第4項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項、第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条、第64条の2（第1号に係る部分に限る。）、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項の規定並びに第141条第3項（労働者派遣法第44条（第4項を除く。）の規定により適用する場合を含む。）及び最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項

※3 「故意」とは、申請（認定）法人のいずれかの部署で従業員の健康管理に関する法令違反または認定基準に適合しない事実を認識しながら、その事実を事務局に報告しなかった場合のことをいう。（行政機関により公表されている場合や、有名新聞社、放送事業者その他公共的性格が強いものにより報道されている場合においても、「認識している」ものとする。）